入所施設から地域生活への移行に関する成果目標の考え方

	国の基本指針	都の考え方
	〇 <u>6%</u> 以上が地域生活へ移行	令和元年度末から450人 ○ 令和元年度末時点の施設入所者 (入所施設定員)数(7,398人)の 6%以上が地域生活へ移行
第6期 障害福祉計画 (基準時点 令和 了時度 令和5年度末	○ 施設入所者数を 1.6% 以上削減	7,344人 ○ 入所定員数が平成17年10月1日時点の定員数(7.344人)を超えない ・ 入所施設による支援が真に必要な人の利用ニーズを踏まえる必要がある。 ・ 既存施設入所者の地域移行促進と同時に、移行によって生じた空き定定を、都外施設の入所者や障害児施設における18歳以上の入所者を都とで受け入れるために活用する必要がある。 ・ 引き続き、都内の未設置地域においるで受け入れるために活用する必要がある。 ・ 引き続き、都内の未設置地域における「地域生活支援型入所施設」の整備を推進し、また、18歳以上の入所者に対応した、障害児入所施設の障害者支援施設への移行には配慮する必要がある。
	国の基本指針	都の考え方(案)
第7期 障害福祉計画	○ <u>6%</u> 以上が地域生活へ移行	○ 国の基本指針(令和4年度末から 6%以上)に即しつつ、区市町村の実 情も踏まえて設定
令和4年度末 (終了時点) 令和8年度末	○ 施設入所者数を 5% 以上削減	○ 入所定員数が <u>7,344人(平成17年</u> 10月1日時点の定員数)を超えない



(参考) 地域生活支援型入所施設について

〇 真に必要と認められるもの 1 区市町村の障害福祉計画に、入所施設の必要性が明確に位置づけ 2 居宅生活支援サービスの機能 入所者の地域生活移行に向けて積極的な施設運営 3 入所施設以外の施策では適切な対応が困難なニーズが存在 4 整備に着手しなければならない緊急性や地域の事情が存在 5 関係区市町村等において、施設サービスと居宅サービスのバランスのとれた整備 居宅サービスについても積極的取組 基本指針 都内における未設置地域 〇 日中活動支援として「自立訓練」「就労移行支援」を行う整備を優先 ○ 改築・大規模修繕は、地域生活支援型入所施設への転換を図る整備を優先 (障害者(児)施設整備基本指針) 〇 全室個室またはユニット(小規模生活単位)型 〇 以下の条件を1つ以上 1 施設外に日中活動の場を確保 要件 2 日中活動の場として自立訓練又は就労移行支援を併設 3 地域の障害者に対する24時間相談を実施 4 ショートステイを併設 5 グループホーム整備、バックアップに関する計画 (第6期東京都障害福祉計画)

